

11 運輸関係

オ その他

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
自動車の保安基準 (国土交通省)	保安基準のうち、操縦装置の取付位置基準及び座席の最小奥行寸法基準について、国際的な動向を踏まえて見直しを検討する。 【平成14年国土交通省令第84号】	検討	検討(座席の基準につき措置済)	操縦装置の基準につき検討	(国土交通省) 「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成14年国土交通省令第84号、平成14年9月1日施行)」により、道路運送者車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)を改正し、新たに、座席ベルトを備えた座席については、座席の寸法に関する要件を廃止する措置をした。 操縦装置の取付位置基準については、事故実態も踏まええ検討を行ったが、この検討によれば、取付位置基準を緩和することは、事故の増加につながる懸念された。	